

令和6年度鹿児島県子育て支援員研修事業業務委託に係る  
質問回答について

(令和6年4月19日時点)

Q1 前年度の本件研修事業の募集要項を拝見したところ、ほぼすべての研修を e ラーニングで行い、共通科目⑥心肺蘇生法を集合研修（各エリア消防署）、そして1回だけ地域型保育を集合研修（かごしま県民交流センター）で行っています。令和6年度の実施形態もこのような想定でよろしいでしょうか。

A1 実施形態については、講義・演習は e ラーニング形式（e ラーニングを集合形式で行う方法を含む。）で行い、実技（心肺蘇生法）については、集合形式で実施する形態としています。  
なお、開催方法については、当課と協議の上、決定させていただくこととしております。

Q2 見学実習代替講義「講義・演習」についても e ラーニングでの実施で提案してもよろしいでしょうか（弊社では他県でも「講義・演習」を e ラーニングで行っている実績が多数あります）。

A2 こども家庭庁が定めるシラバスにあるとおり、可能な限り見学実習をすることが望ましいですが、地域型保育及び一時預かり事業については、見学実習の代替実施が可能です。  
この場合において、講義時間は概ね3時間以上とし、DVDの視聴等と講義のほか、子どものおむつ交換や食事の介助等を学ぶための演習を交えてください。  
また、保育の記録などの実物を見る機会を設け、実際の見学実習の内容と同程度の内容を担保してください。